

# 施策評価調書〔途中評価(平成30年度実施)〕

長崎県総合計画における位置付け

		作 成 年 月 日	平成30年10月26日	長崎県総合計画記載ページ	42	P
将 来 像	地域のみんが支えあう長崎県		施策主管所属	福祉保健部 福祉保健課		
基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる		課(室)長名	課長 渡辺 大祐		
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり		施策関係所属(部局名課名)	福祉保健部長寿社会課 障害福祉課、 県民生活部人権・同和対策課、 土木部住宅課		

## 1 施策の内容

<p>【取組の概要】</p> <p>高齢者、障害者等をはじめ、きめ細かな対応が必要な人たちへの人権に配慮した地域での支援や見守り等の充実を図り、働ける場を確保するなど社会参加を促します。</p>	<p>【めざす姿】</p> <p>きめ細かな対応が必要な子ども、高齢者や障害者など、誰もが、心豊かに安心して暮らし、社会参加のできる地域となっている。</p>
---	---

## 2 施策の進捗状況と評価

### 施策の進捗状況の評価

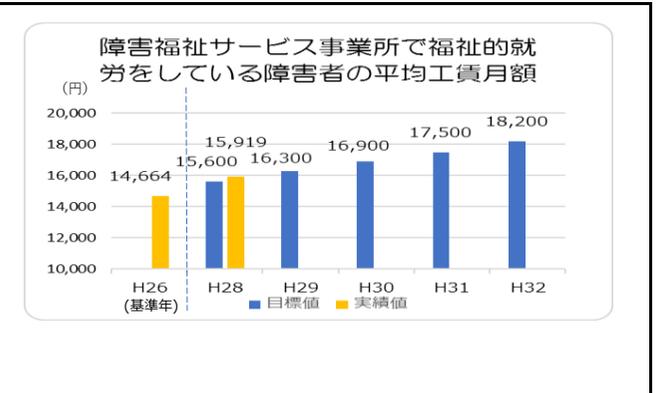
□ A : 順調    ■ B : やや遅れている    □ C : 遅れている

#### <<これまでの成果>>

- 県内の福祉事務所設置自治体(県・関係市町)において、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給その他の支援を行うための体制整備に努めた。
- 九州地方知事会で取り組んでいる「多重的見守りネットワーク九州・山口モデル構築プロジェクト」を推進するとともに、県内における見守り体制の構築を目的として、長崎県見守りネットワーク推進協議会を設立した。(平成29年度協議会参加団体: 42団体)
- 障害者が地域社会において自立した生活を送れるよう、就労移行支援事業所等職員の育成を図り、一般就労への移行を支援した。さらに就労継続支援B型事業所へ農業技術者や6次産業化の専門家の派遣を実施し、障害者の農業分野への職域拡大を図った。
- 県民、企業・団体等職員、社会教育関係者などを対象に、内容を見直しながら、様々な人権に関する講演会や研修会、イベント等を開催してきたことにより、人権が向上したと思う人の割合は、順調に伸びてきている。(平成27年度: 41.2%、平成28年度: 46.8%、平成29年度: 49.3%)

#### <<進捗状況に課題がみられる分野>>

- 避難行動要支援者の個別支援計画については、要支援者本人の同意が必要であることや、自治体・民生委員、社協など支援を行う多くの関係機関と打ち合わせの必要があり、策定までに相当の時間を要するため、策定済みは1市、策定着手は6市に留まっている。
- 3世代同居・近居促進事業については、支援実績件数が平成29年度目標値の250件に対し132件となっており、支援対象である子育て世代への更なる周知が必要となっている。



## 3 施策の成果指標の進捗状況

指 標	基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	進捗状況の分析	
								進捗状況	分析
生活困窮者自立支援事業における就労・増収率(就労・増収者/就労支援対象者)	目標値①	/	40%	40%	40%	40%	40%(H32年度)	進捗状況	生活困窮者からの相談に応じて、解決すべき課題をひとつずつ整理(=アセスメント)したうえで、個々のニーズに応じた自立支援計画を策定し、関係機関との連携を図りながら、自立に向けた各種支援が包括的に行われるよう努めた。その結果、平成29年度の就労・増収率は平成28年度の実績を下回ったものの、就労者・増収者数は増加しており、一定の成果が認められた。(平成28年度: 21名→平成29年度: 29名)引き続き、本支援事業により生活困窮者の自立を促進していく。
	実績値②	-	75%	37%				やや遅れ	
	②/①	/	187%	92%					

#### 4 新たな課題や社会情勢の変化等

●平成30年度に改正された生活困窮者自立支援法においては、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を図るため、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施を促進することとされたところであるが、県内では就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施自治体が少ないことから、事業の積極的な実施を推進する必要がある。

●今後、高齢単身世帯や認知症高齢者の増加が見込まれており、地域での見守りがますます重要となるが、人口減少に伴い、これまで見守りを担ってきた自治会や老人クラブ等のマンパワー不足が課題となっている。

●平成28年度に改正された自殺対策基本法において都道府県・市町村の自殺対策計画策定が義務化された。本県においては平成29年度に第3期計画を策定し自殺対策を推進しているところであるが、計画未策定の市町について、策定を支援する必要がある。

●インターネット上に全国の被差別部落の地名が掲載されるなど、部落差別に関する状況の変化が生じていることから、平成28年12月に部落差別解消推進法が施行され、国や地方公共団体において、相談体制の充実や教育・啓発が求められている。また、民間機関の様々な調査では、性的少数者の割合は5～8%というデータが出ており、性的少数者は身近な存在であると思われるが、性的少数者の多くは、差別や偏見の目を恐れて、まわりに打ち明けられないため、県民の理解を深め、誰もが自分らしく生きられる社会の実現が課題となっている。

●都市公園は国民の健康増進の場として、また災害時の避難場所としての機能を有し、誰もが安全に安心して



#### 5 課題を踏まえた今後の対応方針

●就労準備支援事業、家計改善支援事業の未実施自治体を個別訪問し、事業の積極的な取組を促していく。

●地域における日常的な安否確認や異常発見時の通報体制の仕組を整備するとともに、ICT・IoTを活用した見守りシステムの導入を進めることで、多重的で機能的な見守り体制の構築を図る。

●平成30年4月に設置した県自殺対策推進センターにおいて市町の自殺対策計画策定を支援することにより、行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進を図る。

●部落差別解消推進法や性的少数者の人権問題など社会情勢の変化等を踏まえ、平成29年3月に改訂した「県人権教育・啓発基本計画」に基づき、あらゆる場や機会において、同和問題や性的少数者の人権をはじめ、様々な人権にかかる教育・啓発を行っていく。また、地域の人権教育指導者の養成や、養成した指導者及び教職員の知識、指導力の向上にかかる取組も継続して行っていく。

●各公園の健全度調査を実施し、平成30年度に長寿命化計画の見直しを行うこととし、誰もが安全に安心して利用できる公園整備を行っていく。

#### 6 施策を推進する事業群の状況

事業群①「社会的配慮を必要とする人たちへの必要な支援を行う体制づくり」	事業群評価調書3-(2)-①	参照
事業群②「高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実」	事業群評価調書3-(2)-②	(①②③④) 参照
事業群③「人権が尊重される社会づくり」	事業群評価調書3-(2)-③	参照
事業群④「高齢者や子育て世代、障害者等に優しいまちづくり」	事業群評価調書3-(2)-④	参照